

論文等が具備すべき条件及び記載要件

平成24年 1月13日

改正 平成26年 9月 9日

改正 2024年 11月15日

日本風力エネルギー学会

論文委員会

論文等が具備すべき条件

I. 論文 (Research Paper)

1. 論文集に掲載される論文は、風力の学術または技術に寄与するもので、明白な誤りがなく、さらに原則として他の公開出版物に発表されていないことを満たした上で、次の条件を満たすものとする。
 - (1) 有用性：明確な研究目的あるいは工業的な有用性が示されていること。また、目的に沿った成果が得られていること。
 - (2) 独創性：従来研究との相違や未解明な点が明確化されており、独創性があること。
 - (3) 信頼性：骨子となる部分の理論・数式・計算・実験・結果の解釈等が正しく、明確に示されていること。
 - (4) 表現性：論理性があり、内容の精査が十分なされており、記述が冗長あるいは不足していないこと。

(論文審査規程第6条)

2. ただし、次に該当するものも、新規論文として投稿することができる。
 - (1) 投稿前に本会が主催もしくは共催する各種大会あるいは研究会、およびこれに準じる集会で発表された内容を含む論文で、著作権法上、問題のないもの。
 - (2) 速報として既に掲載された研究報告および研究ノートを発展させた論文。
 - (3) 大学、公的研究機関、企業などの発行する紀要、所報、技報などの出版物、および講演会、シンポジウム、ワークショップ、研究会、講習会などの講演論文集、プロシーディングス、教材などで、著作権法上、問題のないものの。

II. 研究報告 (Research Report)

論文集に掲載される研究報告は、本会への投稿前に他の公開出版物に発表されていないものであって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学術上または技術上、現在注目されている事項の報告

- (2) その他、風力の学術上または技術上、寄与すると認められる報告

なお、投稿前に本会が主催もしくは共催する各種大会あるいは研究会、およびこれに準じる集会で発表された内容を含むもので、著作権法上、問題のないものは新規研究報告として投稿することができる。

III. 研究ノート (Research Note)

論文集に掲載される研究ノートは、本会への投稿前に他の公開出版物に発表されていないものであって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 創意ある研究または技術開発に関する速報

(2) 新規性ある学術または技術に関する速報

なお、投稿前に本会が主催もしくは共催する各種大会あるいは研究会、およびこれに準じる集会で発表された内容を含むもので、著作権法上、問題のないものは新規研究ノートとして投稿することができる。

投稿論文等の記載要件

1. 投稿論文等は、少なくとも同分野の読者には十分に理解されるよう記載されなければならない。
2. 論文および研究報告の刷り上がりページ数は8ページ以内とするが、12ページまでは超過ページの加算料金を著者が負担することにより認められる。
3. 研究ノートの刷り上がりページ数は4ページ以内とする。